

東日本大震災被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例取扱基準

茅ヶ崎市介護保険規則（平成１２年茅ヶ崎市規則第１７号。以下「規則」という。）附則第２項の規定による居宅介護サービス費等の額の特例に関し、必要な事項を次のとおり定め、施行する。

１ 対象者

規則附則第２項に規定する被災被保険者は、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（令和７年２月２８日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）別紙１の１に定める者とする。

２ 介護給付等の支給割合

規則附則第２項に規定する市が定める割合は、１００分の１００とする。

３ 適用期間

規則附則第２項に規定する期間は、令和７年３月１日から令和８年２月２８日までとする。ただし、平成２６年までに指定が解除された帰還困難区域に住所を有していた者（現に住所を有する者を含む。）及び旧避難指示解除準備区域等に住所を有していた者（現に住所を有する者を含み、上位所得層の者を除く。）については、令和７年３月１日から同月３１日までとする。

改正文

平成３１年３月１日から適用する。ただし、同日前に行われた介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に係る介護給付又は介護予防給付については、なお従前の例による。

改正文

令和２年３月１日から適用する。

改正文

令和３年３月１日から適用する。

改正文

令和４年３月１日から適用する。

改正文

令和5年3月1日から適用する。

改正文

令和5年3月7日から適用する。

改正文

令和5年3月30日から適用する。

改正文

令和6年3月1日から適用する。

改正文

令和7年3月1日から適用する。